

道の駅那須高原友愛の森施設使用許可運用基準

道の駅那須高原友愛の森設置、管理及び使用料に関する条例施行規則第14条の規定に基づき、施設使用許可運用基準を定める。

第1 道の駅内における展示及び販売に関する使用基準

(1) 道の駅内の施設における展示、販売は、観光及び地域産業の振興、文化振興、地域活性化を図る施設設置目的に合致するものとし、単なる法人営業行為もしくは個人的な営業行為は許可しない。

■展示・販売が可能な施設

- ア ふるさと物産センター
- イ 定住センター工芸館
- ウ 自然観光館
- エ 長屋門
- オ 観光交流センター
- カ アグリ情報館
- キ 展示棟

(2) 展示及び販売商品は、次のいずれかに該当するものとする。

- ア 那須ブランド認定品又は町内で生産又は製造された物品、加工品
- イ 町内団体による陶芸等の工芸品
- ウ 使用許可を受けた団体が主宰する審査会等により決定された商品
- エ 町が参画する定住自立圏内市町村で生産又は加工された商品（ただし販売施設はふるさと物産センター内に限る。）
- オ 町が友好都市協定を締結した市町村で生産又は加工された商品（ただし販売施設はふるさと物産センター内に限る。）
- カ 栃木県道の駅連絡会が企画した商品又は推奨商品

(3) 第1号に掲げる施設のうち、オ、カにおいて、食品の販売は行わないものとする。

(4) 第1号に掲げる施設外においては、物品、食品の販売行為は認めない。ただし、公共的団体による催事はこの限りでない。

(5) 催事が可能な公共的団体の定義

下記のア～コに掲げる団体が行う催事とする。

- ア 国、県、那須町または町が加盟する団体
- イ 那須未来株式会社
- ウ 那須町工芸振興会及び那須高原作家協会、町内の手作り工芸団体
- エ 那須町観光協会及び同会が参画している団体
- オ 那須町商工会及び同会が参画している団体
- カ 那須野農業協同組合及び同組合が参画している団体
- キ 那須町森林組合及び同組合が参画している団体
- ク 那須町社会福祉協議会
- ケ アからクが後援する催事
- コ 那須町社会福祉協議会へのチャリティ事業

(6) 催事における展示販売商品については、原則として第1(2)各号に掲げるもの

とする。

- (7) 那須町又は那須町社会福祉協議会を寄付先とするチャリティーイベントについては、あらかじめ初回開催時に寄付先と事業内容が打ち合わせされたものとし、定期的に開催する場合は、使用申し込み時に前回の寄付内容を添付するものとする。
- (8) 町内者を優先する。
- (9) 別に定める混雑期においては、催事の許可はしないものとする。

第2 催事可能日数

- (1) 第1 (5) ただし書きに掲げた催事について、利用日数は年間5日以内とし、かつ同一月内2日以内とする。ただし、月内2日以内の開催期間が月末月初めにかかる場合、月始めの日については前月分とみなすものとする。
- (2) 前項の規定は、第1 (5) ウの団体を除く。

第3 ふるさと物産センターの使用基準

- (1) 使用基準は、第1 (1) (2) に掲げる目的趣旨を原則とする。
- (2) 商品の展示、販売については、使用許可を受けた団体が主宰する審査会を経由するものとする。
- (3) 使用許可を受けた団体は、町内の畜産農家及び観光振興のため、「那須和牛」の販売（テイクアウトを含む）をすることができる。
- (4) その他必要な事項は別に定める。

第4 使用期間

- (1) 定住センター工芸館研修室和室、石舞台、展示棟、長屋門展示スペース、アグリ情報館の1申請における連続使用期間は、14日以内とし、第1各号の規定を準用する。
- (2) 許可可能日（使用の3ヶ月前）において、(1)の期間経過後に新規申込者がいない場合、同一申請人に許可をすることができる。ただし、許可可能日において、他の申込者がいる場合は、新規申込者を優先する。

第5 施設の使用申込み方法

申し込みは、申請者が観光交流センターもしくは那須町役場へ来所のうえ、所定の申請用紙により申し込むものとする。

第6 申請受付

- (1) 使用の許可は、原則として申請書を受理した順位によって行う。ただし、使用希望日の3ヶ月前までは同一順位とし、日時が競合する場合は、協議又は抽選により決定する。
- (2) 町外者の受付は、使用1ヶ月前の日以降に受付するものとする。
- (3) 町及び町が認める団体によるイベント開催時は、他の申請者からの受付は行わないものとする。

第7 使用時の遵守事項

- (1) 許可時間内において、準備、設営及び後片付け清掃等の全てを行うこと。

- (2) 申請内容に変更が生じた場合は、すみやかに届出、変更の許可を受けること。
- (3) 看板の掲示は、担当者の指示に従うこと。
- (4) 音響等の使用は音楽イベントのみとする。
- (5) スタッフの駐車箇所については、事前に指示を受けること。
- (6) 催事における食品の販売については、県北健康福祉センターへ届出し、写しを事業実施前に1部提出すること。
- (7) 公の秩序及び風紀を乱さないこと。

附 則

この運用基準は、平成19年1月1日から施行する。

平成20年6月12日 一部改正

平成24年3月 1日 一部改正

平成24年5月 1日 一部改正

平成25年4月 1日 一部改正

平成26年4月 1日 一部改正